

経営安定資金

新型コロナウイルス感染症対策枠

新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上減少に直面している中小企業者の皆様の資金繰りを支援します。

対 象 者	次の要件を満たす中小企業者 ・直近3か月間の受注高又は売上高が、前年同期に比べて減少していること。 ※受注高又は売上高について、当該直近3か月間の実績が確定していないときは、直近1か月間の実績とその後の2か月を含む3か月間又は直近2か月間の実績とその翌月を含む3か月間の見込みとすることができる。 ※認定基準の運用緩和により、業歴3か月以上1年1か月未満の事業者も対象
融 資 限 度 額	80百万円（経営安定資金通常枠80百万円とは別枠）
資 金 使 途	運転及び設備資金
貸 付 期 間	10年以内（据置2年以内）
金 利	通常 年1.35% セーフティネット保証4号 ^{※1} 該当者 年0.00%（当初3年間） 4年目以降は年1.15% セーフティネット保証5号 ^{※2} 該当者 年0.00%（当初3年間） 4年目以降は年1.35%
保 証 料 率	通常 年0.35～1.40% セーフティネット保証4号 ^{※1} 該当者 0.00% セーフティネット保証5号 ^{※2} 該当者 0.00%
保 証 人	取扱金融機関の定めによる

※1 セーフティネット保証4号 突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している方
原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

※2 セーフティネット保証5号 全国的に業況の悪化している業種に属する方
指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少しているもの。

● 申込みは、県内の取扱金融機関又は県信用保証協会へ

● 制度の内容などは、次の機関へ御照会ください

■ 秋田県 産業政策課 団体・金融班・・・・・・・・・・TEL 018-860-2215

■ 秋田県信用保証協会 本所・・・・・・・・・・TEL 018-863-9011

